女性活躍推進法及び次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画

防災科学技術研究所で働く全ての職員が働きやすい環境を整備することによ り、一人一人がその能力を十分に発揮して働くことができる職場となるよう、 以下のとおり行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
- 2. 内 容

目標 1 職員のワークライフバランス推進のため、育児休業の取得率を男性 職員70%以上、女性職員100%とする。

(女性活躍推進法及び次世代育成支援推進法)

## <対策>

- 令和7年4月~・役員会議等において役職員に対し取組みの趣旨を 周知する。
  - ・所内ホームページ等を活用し制度を役職員へ周知 する。

目標2 職員のワークライフバランス推進のため、年次有給休暇の 取得日数を一人当たり年間平均12日以上とする。 (女性活躍推進法及び次世代育成支援推進法)

## <対策>

- 令和7年4月~・役員会議等において役職員に対し取組みの趣旨を 周知する。
  - ・所内ホームページ等を活用し取組みを役職員へ周知 する。

目標3 職員のワークライフバランス推進及びキャリア支援のため、

勤務時間制度及び休暇制度を拡充する。

(女性活躍推進法及び次世代育成支援推進法)

## <対策>

・令和7年4月~ 現在の各種制度の検証を行い、その結果を踏まえて拡充する。

目標4 ワークライフバランス推進、職員のキャリア支援及び人材育

成のため、女性活躍推進及び次世代育成支援推進に資する研

修制度を拡充する。

(女性活躍推進法及び次世代育成支援推進法)

## <対策>

・令和7年4月~ 現在の研修制度の検証を行い、その結果を踏まえて拡充する。

以上